

平成30年7月4日

各位

会社名 アスクル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 岩田彰一郎  
(コード番号:2678 東証一部)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員 CFO 玉井 継尋  
TEL 03-4330-5130

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成30年8月2日開催予定の第55回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

### 1. 本制度の概要等

#### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（譲渡制限付株式の付与を受ける取締役を以下、「付与対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

#### (2) 本制度の概要

付与対象取締役は、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために当社から支給された報酬としての金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の付与対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②業績未達成など一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

### 2. 本制度の導入条件

当社の取締役の報酬額は、平成28年8月3日開催の第53回定時株主総会において、年額8億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬を含みません。）とご承認をいただいております。

本制度の導入に当たっては、付与対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。本制度に基づき付与対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記既定の報酬枠の内枠として、年額1億6千万円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬を含みません。）といたします。今回ご承認をいただく当該譲渡制限付株式の付与のための報酬額と合わせた取締役の報酬額は、現行の報酬額と同じ年額8億円以内となります。なお、各付与対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、

本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

以 上